

# 特殊詐欺被害防止に向けた当組合の取組みについて

令和8年3月5日  
みちのく村山農業協同組合

昨今、特殊詐欺（振り込み詐欺、還付金詐欺など）の手口が巧妙化しており、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませたり、ご高齢の方から通帳やキャッシュカードをだまし取って現金を引き出したりするなど、ご高齢の方が被害にあわれる事案も非常に多く発生しています。

当組合では、山形県警察本部からの要請も受け、特殊詐欺等の被害防止に向けて一部のお客さまを対象にATMでのお取引を制限させていただいております。

ご対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 取引制限の内容

制限の内容	年齢（※）		対象となる口座
	65歳～69歳	70歳以上	
ATMによる 1日当たり「お振込み」の上限額 が10万円となります	対象		65歳以上（※）のお客様で、かつ、 3年間取引のない口座
ATMによる 1日当たり「お引出し」の上限額 が30万円となります	（対象外）	対象	70歳以上（※）のお客様の口座

※令和8年1月31日時点での年齢をもとに判定しております。

### 2 制限の開始日

令和8年4月22日（水）

### 3 その他

制限を希望されないお客さまは、以下の書類等をお持ちのうえ令和8年4月22日以降、窓口にて制限解除のお手続をお願いいたします。詳細につきましてはお取引のある店舗または下記<本件に関するお問い合わせ先>にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

- ・運転免許証等の本人確認書類
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・お届け印

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

楯岡支店：0237-55-2405 葉山支店：0237-56-3777

尾花沢支店：0237-22-0033 大石田支店：0237-35-3132 本店：0237-55-0910